

令和5年9月

第3回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 9月27日

閉会 9月27日

松阪地区広域消防組合

# 令和5年9月第3回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和5年9月27日 10時30分 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号 議長選挙について
- 日程第5 議案第11号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第12号 松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 監査委員の選任について
- 日程第8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小川 朋子 君 | 2番  | 小野 建二 君 |
| 3番  | 橘 大介 君  | 4番  | 赤塚かおり 君 |
| 5番  | 市野 幸男 君 | 6番  | 楠谷さゆり 君 |
| 7番  | 西口 真理 君 | 8番  | 米倉 芳周 君 |
| 9番  | 沖 和哉 君  | 10番 | 坂口 秀夫 君 |
| 11番 | 野呂 一男 君 | 12番 | 久松 倫生 君 |
| 13番 | 深田 龍 君  | 14番 | 隆宝 政見 君 |
| 15番 | 深水美和子 君 | 16番 | 山本 章 君  |
| 17番 | 北岡 泰 君  |     |         |

議場出席説明者

- |        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 管理者    | 竹上 真人 君 | 副管理者   | 久保 行男 君 |
| 副管理者   | 世古口哲哉 君 | 副管理者   | 永作 友寛 君 |
| 会計管理者  | 刀根 薫 君  | 監査委員   | 達中 敏治 君 |
| 消防長    | 松本 芳昭 君 | 消防次長   | 深田 博行 君 |
| 総務課長   | 村田 学 君  | 予防課長   | 村田 芳弘 君 |
| 警防課長   | 森田 敬文 君 | 救急課長   | 渡部 歩 君  |
| 総合指令課長 | 道明 則幸 君 | 消防防災課長 | 中辻 吉人 君 |
| 松阪中署長  | 高橋 淳也 君 | 松阪南署長  | 竹岡 昭治 君 |
| 松阪北署長  | 松葉 佳明 君 | 明和署長   | 池田 修也 君 |

事務局出席職員

- |      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 中西 雅之 | 書記 | 奥山 元一 |
|------|-------|----|-------|

○副議長（山本 章君） おはようございます。これより令和5年9月第3回松阪地区広域消防組合議会定例会を開会いたします。議案説明のため管理者以下関係者の出席を求めましたから、ご報告いたします。次に、議員の交代がございましたので、ご報告いたします。松阪市選出議員として、小川朋子議員、小野建二議員、橘大介議員、赤塚かおり議員、市野幸男議員、楠谷さゆり議員、西口真理議員、米倉芳周議員、深田龍議員、沖和哉議員、坂口秀夫議員、野呂一男議員、久松倫生議員が、就任されておりますのでご報告いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

#### 日程第1 議席の指定

○副議長（山本 章君） 日程第1「議席の指定」を行います。今回就任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付されております議席表のとおり議席を指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（山本 章君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、8番米倉芳周議員、15番深水美和子議員を指名いたします。

#### 日程第3 会期の決定

○副議長（山本 章君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願ひ、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

#### 日程第4 選挙第1号

○副議長（山本 章君） 日程第4「選挙第1号議長選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 章君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。副議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 章君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に深田龍議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました深田龍議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 章君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました深田龍

議員が議長に当選されました。深田龍議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。議長に当選されました深田龍議員よりご挨拶があります。

○深田龍議員 皆様ご推挙のもと議長の大役をお預かりすることになりました深田龍です。これまでの議員経験を活かしながら組合議会の運営に努めて参りたいと思います。どうぞご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（山本 章君） 議長と交代いたします。

○議長（深田 龍君） ただいまから、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 日程第5 議案第11号 令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（深田 龍君） 日程第5「議案第11号令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○議長（深田 龍君） 竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） おはようございます。ただいま上程されました議案第11号令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算をご審議いただくにあたり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。まず、当消防組合の災害の状況を振り返りますと、令和4年中、火災出動が73件で、前年比7件の減少、救急出動が1万5,539件で、前年比2,136件と大幅に増加し、過去最高の件数となっております。救急件数の増加につきましては、第7波、第8波流行期における新型コロナウイルス感染拡大に対する保健所からの移送依頼や自宅療養者等からの要請に加え、その他の疾病による急病事案にかかる出動が増加したことなどによるものでございますが、本年は更に増加している状況であり、出動過多に伴う重症傷病者への対応遅延が懸念されるため、救急車適正利用の呼びかけや関係医療機関等と連携を図りながら、スムーズな搬送体制の確保に努めてまいりたいと考えております。一方、昨年度から住民の皆様への信頼を失う不祥事が続いております。これまで積み重ねてきた住民の皆様との信頼関係を損ねる状況に管理者として誠に遺憾であり責任を感じております。消防職員に求められる厳正な服務規律の確保や法令遵守はもとより、現在実施しております外部調査の結果を踏まえ、消防組織の問題を見直し、対策を講ずるなど再発防止に取り組んで参ります。以上、昨年度の状況について、ご報告申し上げましたが、事業の詳細につきましては、主要施策の成果及び実績報告書に記載しております。なお、令和4年度の会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類、実質収支に関する調書のとおりでございます。以下、決算の詳細につきましては、会計管理者から説明をいたしますので、よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（深田 龍君） 刀根会計管理者。

[会計管理者 刀根 薫君 登壇]

○会計管理者（刀根 薫君） おはようございます。それでは、令和4年度松阪地区広域消防組

合会計歳入歳出決算書に基づき概要をご説明申し上げます。1から4ページをご覧ください。当年度の決算額は、歳入の収入済額27億7,807万1,264円、歳出の支出済額27億1,789万6,868円で、歳入歳出差引残額は6,017万4,396円となりました。9から12ページをご覧ください。主な歳入でございますが、第1款分担金及び負担金の収入済額は26億6,843万2,000円で、構成市町からの分担金でございます。第3款国庫支出金の収入済額は1,332万9,000円で、松阪南消防署多気分署の高規格救急自動車購入事業に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。第5款諸収入の収入済額は4,556万2,531円で、新型コロナウイルス感染症患者移送経費等収入などでございます。第6款組合債の収入済額は1,380万円で、高規格救急自動車購入事業に対するものでございます。13から18ページをご覧ください。主な歳出でございますが、第2款総務費の支出済額は4億3,283万3,949円で、人件費及び消防本部の諸経費でございます。15・16ページ、第3款消防費の支出済額は21億7,223万1,038円で、人件費及び消防活動に要した経費のほか、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新配備などによるものでございます。なお、詳細は令和4年度主要施策の成果及び実績報告書にも記載しております。21ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額は6,017万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、全額実質収支となりました。23から26ページをご覧ください。

財産に関する調書でございますが、1公有財産の増減はございませんでした。25・26ページ、2物品について、車両は消防ポンプ自動車の更新配備のほか記載の増減、重要物品も記載の増減がございました。以上、令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書の説明を終わります。なお、決算書にあわせて提出いたしました地方自治法第233条第5項の規定によります主要施策の成果及び実績報告書などの調書の説明は省略させていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

[会計管理者 刀根 薫君 降壇]

○議長（深田 龍君） 次に、監査委員の報告を求めます。達中監査委員。

[監査委員 達中 敏治君 登壇]

○監査委員（達中 敏治君） ただいま上程されております議案第11号令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算の審査意見につきまして、報告させていただきます。この審査は、小野建二、北岡泰両委員と共に実施をいたしました。その内容と結果につきましては、お手元に配布させていただいております令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでございますので、ポイントを絞りまして説明いたします。意見書の1ページをお願いいたします。審査の対象、期間、方法は、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、審査に付された、令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は証拠書類と符合し、予算の執行は概ね適正であると認められました。なお、決算審査にあたり参考としました例月出納検査の結果につきましても、適正に処理されていましてことをあわせて報告いたします。1ページ下段から4ページ中段、予算の執行状況については、記載のとおりでございます。実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございますが、審査の結果、計数は正確なものと認められました。6ページのむすびにつきましては読上げさせていただきます。以上、令和4年度松阪地区広域消防組合会計の決算審査の結果について述べたものである。決算額は、歳入27億7,807万1,264円、歳出27億1,789万6,868円で差引6,017万4,396円の残額を生じ、翌年度繰越財源がないことから、実質収支額は、6,017万4,396円となっている。当年度は、実施計画に基づき、飯南分署の消防ポンプ自動車及び多気分署の高

規格救急自動車を更新配備するとともに、各消防庁舎の修繕等を行うなど機能維持を図った。救急需要対策について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは第5類感染症に変更されたが収束したのではなく、今後も感染が継続していくことが見込まれ、救急隊においては、これまでと同等の感染防止対策が必要不可欠である中、令和4年中の救急出動件数は、過去最高の1万5,539件となり、救急業務に対する負担は厳しいものとなっている。今後も救急救命士の養成及び人員配置など救急体制の充実に加え、救急車適正利用などの広報を更に促進し、持続可能な救急体制の確保に努められたい。また、消防組織としては、不祥事が相次ぎ、その都度、職員研修や注意喚起が行われたとのことであるが、一方で、職員の精神的なケアも必要と思料され、闊達なコミュニケーションなど風通しの良い職場環境づくりに配慮するとともに、信頼回復に向け全力で取り組まれたい。以上で、令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算審査意見書の説明を終わります。

[監査委員 達中 敏治君 降壇]

○議長（深田 龍君） これより質疑を行います。質疑はありますか。12番久松議員。

[12番 久松 倫生君 登壇]

○12番（久松 倫生君） 久松でございます。議長の許しを得まして今の決算議案について質疑をさせていただきたいと思っております。資料としましては、ただいま朗読していただきました監査委員さんの意見書まとめのところを中心にお聞きしたいと思っております。本決算の一つの特徴として、不用額の主なものが職員手当であるということは、この前のブロック会議なんかでも明らかなどころでありますけれども、いわゆる職員の関係の不祥事、あるいは手当等の不支給、減額という補正があったからではないかと思っております。この間、ここにもありますようにいわゆる不祥事が続きました。監査委員さんの意見書にもあり、それに基づいて質疑をさせていただきますけれども、第一に不祥事が相次ぎとございますけれども、私どもにも明確な事例、あるいは新聞情報等がありますけれども、明確にされておられません。事例について、決算年度に限ってでも結構です。明確に、まず、されたいと思っております。第二にそういう事例によってですね、要因と対応が違うのではないかと思っております。職場環境が問われる事例と、あるいは本人のモラルに尽きる事例、その他特に職場機関として受け止めなければならないものなど、どう分析されているのかお聞きいたします。第三にこの意見書には、職員の精神的なケアも必要とされ、闊達なコミュニケーションなど風通しの良い職場環境作りに配慮するとともに、信頼回復に向けて全力で取り組まれたいというこういうご意見がございまして、ここにある記載の取り組みで、こうした中で信頼回復が可能かどうか、見解と今後の対応というものを聞きたいと思っております。そして、私ちょっと不見識で急に言って申し訳ないんですけど、先ほど管理者の提案の中で外部調査の結果を踏まえてということがありますので、現在、外部調査が行われているということであれば、その点について説明できる範囲で結構です。お聞きしたいと思っております。以上、第一回目の質問です。

○議長（深田 龍君） 答弁を求めます。松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） まず、当消防組合職員の度重なる不祥事に伴い、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。それでは、回答をさせていただきます。令和4年度以降に発生しております不祥事事案でございますが、昨年8月に住居侵入強盗の容疑で逮捕された職員につきましては、同年9月16日に起訴され、同日に起訴休職となっており、これまで8回の審理が重ねられ結審し、

本年9月7日に第一審判決により無罪が言い渡されましたが、9月20日に津地検が控訴し、現在も裁判係属中の状況でございます。次に、昨年7月に公務外において自家用車による時速41キロ速度超過違反及び職場の仮眠室において不適切な行為があったとして、同年10月に2名の職員を減給の懲戒処分としております。次に、本年2月14日に詐欺行為により逮捕、同年3月6日に起訴され、同日起訴休職となりました職員につきましては、その後、3件の詐欺行為に係る追起訴があり、公判において公訴事実を全て認めていることから同年9月14日に免職の懲戒処分としたところでございます。最後に、先般新聞にも記載されておりましたが、本年8月に職員による万引き行為が発覚し、現在、検察庁等において調査中でございます。以上の5件が不祥事案の内容でございます。次に、2番目のその要因と対応の違いについてでございますが、先ほど申し上げましたように職場内で生じたもの、職場外で生じたものの違いはありますが、消防職員の中から不祥事が続いている状況に職場全体としての何らかの問題があったのではないかと捉えているところでございます。そこには、消防組織における上下関係の厳しさや外部の目が届きにくい閉鎖的な職場環境なども不祥事案発生の一因と考えております。最後に、3番目の意見書の内容に係る見解と今度の対応でございますが、信頼回復に向け、職員に対しましては非常に厳しい状況ではありますが、消防職員としての自覚と誇りをもって、日々の業務や災害活動において、誠実かつ着実にその任務を遂行するために最善を尽くすよう指示しているところでございます。今後の対応につきましては、職員研修や注意喚起に加え、現在実施されております弁護士等による外部調査の結果などを踏まえ、再発防止のため具体的な対応策を検討していきたいと考えております。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（深田 龍君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） 外部調査に関する質問の部分でございますので、管理者側として私より答弁させていただきます。まず、初めに外部調査に至りました背景から説明いたします。議員皆様ご存じのように本消防組合におきまして、昨年8月に住居侵入強盗容疑で職員が逮捕され、また、本年2月には詐欺容疑で職員が逮捕されるなど、本来住民の安全安心な暮らしを守る消防組織の信頼を大きく失墜する事案が相次ぎ発生いたしました。消防本部ではこの8月の強盗事件を重く受け止め、事件発生後速やかに内部での調査を行いました。結果、職員間も含めて多額の金銭の貸し借りの実態が判明し、再発防止に向けた取り組みが必要とされる中、次の詐欺事件も発生したことから、多気町、明和町とも相談を行い、外部からの調査に踏み切ったものでございます。外部調査の実施につきましては、去る4月5日に市長臨時記者会見で発表させていただき、その後1市2町での協議、スケジュール等の調整を経て、5月15日より実施を行っております。次に、外部調査の概要と進捗状況についてご説明させていただきます。この調査は、1市2町が所管する消防署、それぞれの市、町が外部弁護士とともに調査を行うもので、職員総数296名のうち、新規採用者4名を除き、松阪市230名、多気町34名、明和町28名の292名に対して個別面談を行い、聞き取りを実施するものでございます。進捗状況につきましては、当松阪市は外部調査チームとして任期付き弁護士、コンプライアンス担当理事、危機管理相談員2名の合計4名が、5月15日より調査を行い、9月4日には全ての職員に対して調査が終了いたしました。また、多気町、明和町につきましても、本市と同様に外部弁護士と職員により、それぞれ7月20日から調査を行い、8月中旬に調査は終了しております。その後、調査結果の整理を行っておりますが、聞き取りの内容によっては、その事実確認等の必要性も認められたことから、松阪市チームにおいて追加調査を9月22日より実

施をしております。今後のスケジュールといたしましては、10月末までに追加調査を終了して、その後、外部調査チームによる調査結果のまとめ、また広域消防組合とも連携して再発防止等に向けた対応策の検討を行い、年度内には総括的なご報告をさせていただく予定でございます。以上です。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○12番（久松 倫生君） 後半、大変恐縮でした。私、決算の審議で聞かせてもらうつもりでしたので、現年度の取組みに詳しくご報告いただいたというのについては、ちょっと議案質疑から言えばイレギュラーかなと思いますけれども、そこまでございましたし、また、後段ご質問いただく議員さんもみえますので、1点だけ聞かせていただきたいと思いますけれども、信頼回復に向け全力で取り組むという中で、上下関係という言葉と、それか外部から見えにくいということがございましたけれども、それは決算に関わって聞かせていただければ、いわゆる職員の精神的なケアとか闊達なコミュニケーションというご指摘と整合する取り組みになるのかどうか、その点ぐらい。後の外部調査の問題は決算の審議と、私はちょっとそれについては踏み込みませんけれども、精神的なケア、いわゆる職員個々の問題と、それから組織的な先ほど言ったのは上下関係外部から見えにくいというのは、これはやはり職場環境あるいは職場としての課題かと思えますけれども、その点の整理があれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） まず、その上下関係でございますが、我々消防職員につきましては階級制に基づいた特殊な職であるので、やはり災害現場においては統制を図る必要がございます。また、心のケアにつきまして、やはりこのような不祥事が多発しとる状況を踏まえまして、職員間の中では職場に対しての不信感等々がございます。そういうことから心の問題もあるかと思えます。以上でございます。

○12番（久松 倫生君） 以上、終わります。

[12番 久松 倫生君 登壇]

○議長（深田 龍君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深田 龍君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深田 龍君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第11号を認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第11号令和4年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定については認定されました。

#### 日程第6 議案第12号 松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について

○議長（深田 龍君） 日程第6「議案第12号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正に

ついて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） ただいま上程されました、議案第12号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。令和5年5月31日公布の消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件等により、蓄電池設備にかかる規制の見直し、及び住宅等を含め薪ストーブと昨今のキャンプブーム等を受けて利用が広がっている炭火焼き器の離隔距離が見直されたことを受けてのものでございます。改正の主な内容でございますが、条例第11条第1項第3号の2では、キュービクル式に限定して求めるべきものではなく、全ての設備に必要な措置として適正化を図るものでございます。第13条第1項では、規制の対象となる蓄電池設備を、蓄電池容量キロワット時を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものとして出火防止措置等が講じられたものを規制の対象から除くこととし、又、地震時の転倒防止措置として適正化を図るため、開放形鉛電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいことと改め、さらに同条第3項では、屋外に設ける蓄電池設備について、一定の要件を満たせば建築物からの離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに延焼防止措置が講じられたものを追加するなど、所要の改正を行うものでございます。第44条第1項第13号では、火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないことと改めるほか、別表第3において、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。従来、薪ストーブは1mから1.5m、炭火焼き器は2mから3m周囲に離隔距離を確保する必要がありましたが、今回新たに試験方法を確立し、その結果を踏まえて適正な離隔距離を定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和6年1月1日から施行すると規定し、経過措置を設けるものでございます。以上、簡単ではございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（深田 龍君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深田 龍君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深田 龍君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第12号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第12号松阪地区広域消防組合火災予防条例の一部改正については、原案通り可決されました。

#### 日程第7 議案第13号 監査委員の選任について

○議長（深田 龍君） 日程第7議案第13号監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（深田 龍君） 竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただ今上程されました、議案第13号監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。本日配付いたしました人事案件の議案書をお願いいたします。議会の議員から選任する本組合の監査委員として、橘大介議員をお願いしようとするものでございます。経歴等につきましては、お手元の議案書裏面に記載のとおりでございます。本組合の監査委員として、適任と考え提案しますので、よろしく願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（深田 龍君） 本案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深田 龍君） お諮りいたします。本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（深田 龍君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は、同意することに決しました。監査委員に選任されました橘大介議員からご挨拶があります。

○監査委員（橘 大介君） 組合議会議員の橘大介でございます。議員の皆様にはご承認いただきましたこと、誠に感謝しております。任期は1年でございますが、公平公正な監査委員を務めて参りたいと思っておりますので、信頼される監査委員になっていきますよう頑張って参ります。よろしくお願いいたします。

## 日程第8 一般質問

○議長（深田 龍君） 日程第8一般質問を行います。それでは、通告に従い、発言を許可します。初めに9番沖和哉議員。

[9番 沖 和哉君 登壇]

○9番（沖 和哉君） 沖和哉でございます。議長のお許しのもと一般質問をしていきたいと思っております。本日の通告は救急車のサイレンが聞こえにくいのではないかといった題目でやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。昨今、先ほどの決算の説明にもございましたけれども、救急車の出動が多くなっているということについては皆様方のご苦勞もよく想像できますし、そこに関しては感謝をする次第でございます。一方、令和5年1月18日に総務省消防庁が発表しました令和4年版の救急救助の現況に関する公表の中で、救急車の現場到着の時間、もしくは病院収容所要時間が伸びているということが発表されております。皆様もご承知のとおりかと思っておりますけれども、平成13年頃、20年ほど前は現場到着所要時間が6分台であった。6.2分、6.6分というところが出ております。しかしながら、令和3年においては、9.4分、約3分伸びているという状況でございます。また、病院の収容時間においては、平成13年においては、28.5分であったものが、令和3年においては、42.8分、15分ほどの時間が伸びているということでございます。もちろんこれは全国平均でございますので、松阪広域管内がどうであるかということに直結はしないですけれども、全国平均でこれくらい時間が伸びているという状況でございます。その一端の理由として何があるかということで、私は諸々考えて参りまして、サイレンが聞こえにくいのではないかというところから質問をしていきたいと思っております。法令による規定では救急車のサイレン、救急

車だけじゃなく緊急車両のサイレン等でございますけれども、90デシベル以上120デシベル以下の音量でなければならないとされております。この規定は1951年、昭和26年当時の運輸省第67号による道路運送車両の保安基準の細目を定める告示231条2号での規定であり、相当昔の規定でございますので、現在の社会情勢にそぐわないことは明白ではありますが、現行の規定である以上、まずここがベースになるのかなと思って議論を進めていきたいと思っております。そこで、松阪地区広域消防での救急車のサイレンに関して、どのような音量等で運用されているのかお示しいただきたいと思っております。以上です。

○議長（深田 龍君） 答弁を求めます。松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） 松阪地区広域消防組合での救急車のサイレンはどのような音量で運用されているかのご質問でございますが、全国の救急車のサイレンは、主に2社の製品が搭載されています。当消防組合の保有する救急車14台も、いずれかの製品を搭載しており、どちらも、道路運送車両法で規定されている音量、前方20メートルの位置において90デシベル以上120デシベル以下を満たしたもので運用しております。メーカーによりますと、サイレンの音量を最善の状態に調整して出荷していることから、たとえ基準値内であっても、顧客が要望する任意の値に変更して出荷することに、対応していないとの事ございました。以上でございます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（深田 龍君） 沖議員。

○9番（沖 和哉君） 全国の救急車等に採用されている、主に2社のメーカーさんが作っているサイレンと同様のものが使われているということでございました。法令に基づいた音量であるということですが、実際に何デシベルで運用されているかは、お答えいただければお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） メーカーによって多少違いますが、1社については100デシベル設定、もう1社については97デシベルと聞き及んでおります。以上です。

○議長（深田 龍君） 沖議員。

○9番（沖 和哉君） ありがとうございます。法令の基準では最大120デシベル以下であれば運用ができるという規定ではありますが、メーカーさんが何らかの理由等で性能というか音量を制限するというのはなかなか納得し難いなところでもありますし、一方で国内のほとんどの消防で使われているサイレンが同様の設定ということであれば、現場では改善ができず、組合としても由々しき問題なのかなという風に感じたところでございます。何故このサイレンに拘るかと言いますと、市内を自家用車で走行中ですね、交差点であるとか通常の道路であってもで

すね、緊急車両、特に救急車がサイレンを鳴らしながら走行してきているのにもかかわらず、道路脇に寄せない、また、進路を開けない、酷い時には救急車がすぐそこまで来ているのに、そのまま交差点に突っ込んでいく車を見かけることは少なくありません。つい先日も、地元松尾地区、岡本町の交差点で走行中の自動車と救急車両が追突しそうになるくらい接近したような状況も見かけたところでございます。猛暑の日中であり車内のエアコンをつけていたり、音楽をかけていたりすれば、サイレンが聞こえにくいのかなという推測もありますけれども、私自身、普段特に音楽をかけずに走行していても、救急車が近づいてくるまでサイレンが聞こえにくいということはよく感じるところでございます。そういったところから、実際、救急車に乗って業務を遂行していただいている消防職員の皆様であるとか現場ではどのように捉えて対応していらっしゃるのかお答えいただけたらと思います。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 緊急走行中、特に危険が伴う場面としましては、赤信号で交差点に進入する場合や渋滞を通過する場合が考えられます。この場合、一時停止もしくは徐行するとともに、救急車の接近に気が付かない車もあることから、手動のモーターサイレンの活用や車内拡声器で広報するなど注意喚起に努め、安全確認を行っております。万が一、事故が起きてしまうと、心肺停止の傷病者など一刻を争う搬送においても、大幅に現場や病院への到着が遅れてしまい、救命に影響を及ぼすことから、事故を起こさない、安全確実な運行に努めております。以上です。

○議長（深田 龍君） 沖議員。

○9番（沖 和哉君） 通常のピーポーピーポーというサイレンの他に追加で別の音を鳴らしていただいたり、緊急車両が通りますと拡声器で職員さんの発声で注意喚起をいただいているということでございました。実際によく見聞きますので、ご苦労なさっているなというのが、より確認をしたところでございますけれども、それと共にですね、日頃の業務遂行に改めて敬意を表するところでございます。しかしながら、拡声器であるとか別のサイレンを追加で鳴らさなければいけないということが常態化しているのであれば、要は車両に設置されているサイレンがなかなか意味を成していない、効果が出ていないのではないかということも暗に示しているのではないかという風を感じるところでございます。仕事であったり私用であったりですね、私は県外に出かけるのですけれども、例えば名古屋であったりとか、また首都圏では比較的聞こえやすかった記憶のございます。自分の車で出かけておりますので、同じ車で同じように走行していても、何らかの聞こえの違いがあるというのはどうなんだろうと思うんです。もし、松阪広域でも採用できる手法があればですね、他県の消防の運用等を聞きながらですね、検討していただきたいのですけれども、何か違いがあるのかどうかお答えいただけたらと思います。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 先ほど申し上げましたとおり、音量は道路運送車両法で規定されておりますので、考えられる要因としましては、高層建物が林立する都市部では、サイレン音が反響してよく聞こえる場合もある一方で、低層建物や田園が広がる地方では、サイレン音が拡散し聞こえづらくなると、メーカーから伺っております。以上でございます。

○議長（深田 龍君） 沖議員。

○9番（沖 和哉君） はい。ということは、私が聞こえやすかったと思った他県の消防も、例えば97デシベルであったり、100デシベルといった松阪広域と同じサイレンを使っているにも関わらず、ビルが多いとかの環境でよく聞こえたのではなかろうかということなのかなと思います。ということであれば、ここで申し上げても仕方ないのかもしれませんが、地域性であるとか都市構造が違っているのであれば、尚更メーカーさんでも配慮いただいたサイレンの設定であったり、開発といったものが必要となるのではないかなという風を感じるところであります。そこでなのですが、申し上げてきたように、サイレンが聞こえにくい、もしくは聞こえないということで、緊急走行中の進路が確保しにくかったり走行に支障が出るとすれば、先ほど消防長もおっしゃったように救急搬送であるとか、現場到着に時間のロスが生じるかと思えます。一つ一つの交差点等でのロスが十数秒かもしれませんが、往復の到着までの間にそのロスが複数あれば、数分のロスになるんだろうと推測するわけです。冒頭に紹介しました20年前より現場到着が3分遅れている、3分間余計に時間を要しているということは、道路環境の違いもあろうかと思えますけれど、20年30年前とすれば車の性能も変わっておりますので、例えば気密性の高い車になっていたりとか、その分車外の音が入りにくいような構造になっている。それを売りにメーカーは開発をしておりますので、サイレンの音量が昔とずっと一緒ということで、サイレンの要因以外の部分でも聞こえにくい状況が増えているのかなと思います。ですので、そういったサイレンの音量が変わらないところが、現着の時間、もしくは病院収容の時間のロスに影響しているのであればですね、そういった部分を改善していかなければいけないと思うんです。サイレンの音量が法令の基準値マックスでいってて無理なのであれば、また別の問題でありますけれども、法令の基準値に余白を残した状態で運用されているのであれば、メーカーさんへの改善の要求であるとか県内外の他市町との消防組織でこういった課題の共有であるとか、中央省庁への問題提起であるとか、そういった抜本的な改善に向けて松阪広域として取り組んでいただけないかなと思いますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 全国的に、サイレンが聞こえにくいという問題がある一方で、夜間のサイレンがうるさいと苦情が入る、裏腹の状況にあります。2019年に、広島国際大学の安田教

授らが行った調査によりますと、窓を閉め切った車内から、救急車までの距離を10メートルから50メートルまで変化させてサイレンの音量を測定したところ、車内で聞こえるサイレン音は、約40から50デシベルまで下がることがわかりました。窓を閉めて走行中の車内で音楽を聴いたり、会話したりしていますと、その騒音は約50から70デシベルという結果でしたので、車内の騒音の方が救急車のサイレン音より大きいということになります。このことから、ご指摘のとおり一部の運転者には、サイレン音が聞こえにくい可能性があるかと認識しております。今後、全国共通の議題として、どの様に改善していくのか、全国消防長会の技術委員会や救急委員会で取り上げていただけるように、働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（深田 龍君） 沖議員。

○9番（沖 和哉君） ありがとうございます。前向きな、積極的なご答弁だったと思います。ご期待申し上げたいと思います。消防職員さんが日々の業務上のストレスであるとか、そもそも命につながるお仕事に携わっておられますので、我々では想像できないようなストレスというか心理的な疲労もあろうかと思えます。それが、サイレンが聞こえないことで道路が開かない、通路が開かない、命の危機に瀕してらっしゃる方を運んでいるのにも関わらず、通れないということが、より一層のストレスになるのではなかろうかと思えますので、消防本部として、また、管理者の皆様方としてできることをやっていただきたいなと思うところがございます。また、我々議会としても何ができるか、個人的にも議会の皆様とも研究をしていきたいなと思うところがございます。何卒よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

[9番 沖 和哉君 降壇]

○議長（深田 龍君） 次に7番西口真理議員。

[7番 西口 真理君 登壇]

○7番（西口 真理君） 西口でございます。消防組合職員による度重なる不祥事について一般質問させていただきたいと思えます。この件に関しては、これまで本会議で話題になったこともありませんし、議員としてもここで正式に公の場で組合としての見解を聞くべきかと思って一般質問の通告を行いました。先ほど竹上管理者におかれましては、今日の最初の挨拶の中でしっかり触れていただいて、また、久松議員の議案質疑の中でもかなりの質疑がでましたので、重複する部分もかなりあると思えますが、できるだけ重複を避けたいとは思いますが、同じような内容になることはお許しください。これほどに不祥事が立て続けに起こって逮捕者が出るというのは異常事態だと思います。個々の事件や不祥事について先ほどの説明もありましたので、触れることはいたしません。これは、不祥事を起こした個人の資質の問題だけでなく、組織としての風土あるいはあり方に問題があるのではと考えざるを得ません。監査委員による決算審査意見書の結びにも、闊達なコミュニケーションなど風通しの良い職場環境作りに配慮するとともに、信頼回復に向け全力で取り組まれたいとの言葉があります。これは裏を返せば現在の組合組織がコミュニケーションに問題があり、風通しが良くないという厳しい指摘であると思えます。これらの指

摘も踏まえて、消防組合、消防組織として問題なかったのかご見解をお聞かせください。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長（松本 芳昭君） 改めまして当消防組合職員の度重なる不祥事に伴いご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。それでは、回答させていただきます。先ほど、組織としての風土、あり方に問題が無かったかという部分につきましては、やはり上下関係が厳しく、外部の目が届きにくい閉鎖的な職場環境である等が考えられますが、現在、実施されている外部調査の結果を真摯に受け止め、今後の対応策等検討していきたいと考えております。また、意見書にあります闊達なコミュニケーションなど風通しの良い職場環境づくりにつきましては、相次ぐ不祥事の再発防止はもとより、発覚による他の職員への精神的負担などを軽減するためにも大変重要で必要な事であると認識しているところでございます。消防は階級制に基づいた特殊な職種であり、災害現場においては統制を図るために大変重要でございます。一方、全職員が意見を述べやすい職場環境作りとともに、上司が職員一人一人のちょっとした変化や行動に気づき、声掛けなどをしていくことも、合わせて重要なことでもあります。今後も引き続きメリハリのある体制作りに努めて参りたいと考えております。以上です。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長（深田 龍君） 西口議員。

○7番（西口 真理君） 消防組織独自の上下関係が厳しい統制が必要であるというところと、意見の言いやすい風通しの良さというところの両立が必要だということでもございました。先ほど来、市の主導で外部調査が行われているということもございしますが、竹上管理者も管理者としての責任で主導して外部調査ということに踏み込まれたと思います。市の危機感というか覚悟というのは感じるのですが、消防組合として何を行っているのかというのがあまり見えてきません。信頼回復に向けて、この事件や不祥事を受けてどういった取り組みをしているのか、これまで組合としてどういった対策を行ったのかお示してください。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 職員に対しましては、非常に厳しい状況ではあるが、消防職員としての自覚と誇りをもって、信頼回復に向け、日々の業務や災害活動において、誠実かつ着実に、その任務を遂行するために最善を尽くすよう通達や所属長会議を開催し、指示しているところでございます。また、研修としましては、昨年11月に所属長、分署長を対象とした消防次長による倫理研修を、本年3月には組織のコンプライアンスについて、全職員を対象に実施し、先般9月21日には、外部講師を委託し、全職員を対象として、午前、午後の2部構成で公務員倫理研修を実施しております。その他、三重県自治会館等で開催されるハラスメント研修やメンタルヘルス研修等、積極的に受講しており、今後も習慣化した研修が必要であると考えているところでございま

す。なお、当消防組合主体ではございませんが、松阪市、多気町、明和町において、当消防組合職員を対象とした外部調査を実施していただいているところがございます。以上でございます。

○議長（深田 龍君） 西口議員。

○7番（西口 真理君） コンプライアンスの研修とか倫理の研修、ハラスメント研修、何度にもわたって研修をされているということで、あと市主導の外部調査については、この面談調査の進捗状況や今後のタイムスケジュールを聞くつもりでいたんですけれども、久松議員のところでしたっきり説明していただきました。9月4日には全ての調査が終了して、調査後、その調査結果の整理を行い、9月22日から追加調査が行われていて10月末までに終了して、年度内には一定の報告書を出されるというご回答でございました。この外部調査、松阪、多気、明和全てで弁護士さんに入ってもらって、松阪市の場合はコンプライアンス理事さんなども関わってされているということなんですけれども、一人一人の面談というのはかなり難しいものがあると思うんですよね。匿名性であるとか、守秘義務とか個人情報とかは配慮はもちろんされていると思いますけれども、かなり個人的なことですとか、あるいは内部告発的な内容に及ぶかもしれませんので、なかなかそういう面談の技術というのは難しいかと思います。しっかりその辺りが聞き取りをされているのか、報告内容はこの報告結果を待ちたいと思いますので、具体的な内容は結構ですが、副管理者の方においてその辺の面談の状況、しっかり面談のお話が聞いているのか、スムーズにできているのかわかることがあれば教えてください。

○議長（深田 龍君） 永作副管理者。

○副管理者（永作 友寛君） 面談の細かい内容については、まだ報告が来ておりません。ただ、この面談を担当するコンプライアンスの担当の理事、また、私ども、これは松阪市の管内の部分ではありますが、弁護士共に日程をちゃんと決めさせていただいて、今、議員がおっしゃられるように個人の部分の守秘義務、それが外へ漏れないような形、これは細心の注意を払って、今、聞き取りを行っており、その内容に基づいて再度確認をしなければならないというのを抽出して現在やっておりますが、それは確実に個人情報等は外には出ないような形で対応している状況です。以上です。

○議長（深田 龍君） 西口議員。

○7番（西口 真理君） あと一点、年内にまとめて報告を出していただくということでしたが、先ほど答弁されていて聞き漏らしていたらごめんなさい。その外部委員というのは、どなたが報告書をまとめられることになりますか。

○議長（深田 龍君） 永作副管理者。

○副管理者（永作 友寛君） 松阪市と多気町、明和町の聞き取りの最終的なまとめにつきましては、中心となるのはコンプライアンスの担当理事と私どもの弁護士で、最終的にその内容はまとめしていくという形になります。以上です。

○議長（深田 龍君） 西口議員。

○7番（西口 真理君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中でも、昨年8月に起こった住居侵入強盗事件の後、組合による内部調査を行われて職員間の多額の金銭のやりとりがあったことがわかったと、今まで公表されていなかったことではないのかなと思うんですけども、そこまで踏み込んだ答弁を聞かせていただいて、本気で調査していただいているのだなというのは感じましたので、報告書をしっかり待ちたいと思います。今回の不祥事が新聞などで色々報道されるたびに、住民の皆様からまたかという呆れた声とか、一体、消防はどうなっているのかといったような不安や不信の声を聞きます。私たち消防組合議員にも情報提供、情報共有が少なく、新聞報道で知る以上の情報がなかなかありませんでした。そういう風な住民の皆さんの不安の声に対して、今、信頼回復に向けてしっかり取り組んでいますから安心してください。とお答えすることができませんでした。もちろんほとんどの職員さんは使命感を持って厳しい職務に頑張ってもらっていることは承知しております。危険な火災や事故の現場へ住民の命を守るために出動される隊員の方、また、この3年余りに及ぶコロナ禍の中、救急隊においては過酷な状況で任務を続けていただいております。そんな現場での頑張りの、誰かの起こした不祥事によって消防全体の評価は下がってしまいます。特に今回、不祥事を起こしたのが年長者と言うか上司にあたる職員です。とても残念なことです。若い職員さんの動揺不安は如何ばかりかと思います。若い隊員さんが誇りを持って働ける職場であるために、職員さんのためにも地に落ちた信頼を回復するには、一から作り直す覚悟の組織改革が必要なのではないのでしょうか。信頼回復に向けて全力で取り組んでいただくことを願いますが、最後に、トップとしての消防長のご見解、覚悟をお聞かせください。

○議長（深田 龍君） 松本消防長。

○消防長（松本 芳昭君） 組合議会議員様への情報共有につきましては、これまで、わかっている情報につきましては、ブロック会議等でご報告させていただいているところであります。今後はしかるべき時期にご報告させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、相次ぐ不祥事の発生に伴い、議員の皆様をはじめ、管内住民の皆様には、消防組織に対する不安も大きいものと推察されます。失った信用や信頼を回復するためには、一つ一つの業務に対し、誠実かつ着実に、任務を遂行することの積み重ねであると考えております。現在、実施されている外部調査の結果も踏まえて、再発防止はもとより今後の消防組織の体制づくりに、消防長として誠心誠意、全力を挙げ、取り組んでいく覚悟でございますので、

引き続き、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○7番（西口 真理君） 終わります。

[7番 西口 真理君 降壇]

○議長（深田 龍君） 以上で、一般質問を終わります。以上をもちまして、今期定例会の案件は、全部議了いたしました。今期定例会は、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

深田 龍

副議長

山本 章

議 員

米倉 芳周

議 員

深水 美和子